

平成28年6月2日

答申第708号

## 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「放送総局、技術局、放送技術研究所を除くNHK本部の平成25年度上半期末時点の部局目標に対する達成状況」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書を25年度第2四半期業務報告における部局目標に対する達成状況（以下、達成状況）と解し、経営企画局、視聴者事業局の達成状況は開示したが、経営委員会事務局、監査委員会事務局は文書が存在しないため、新放送センター建設検討事務局の達成状況はNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができないとした。また、内部監査室、メディア企画室、秘書室、総務局、人事局、経理局、関連事業局、情報システム局、広報局、営業局、放送文化研究所の達成状況には、規程第8条1項1号、2号、4号、5号の不開示情報に該当する箇所があり、該当部分をマスキングした上で開示した。なお、考査室および東日本大震災プロジェクトのすべての達成状況と情報システム局および広報局の一部の達成状況については、規程第3条1項1号に規定する対象外文書として取り扱った。

これに対して、視聴者から経営委員会事務局および監査委員会事務局の達成状況、内部監査室、人事局、関連事業局、営業局、放送文化研究所の達成状況のマスキング部分、ならびに経理局および情報システム局の達成状況のマスキング部分の一部について再検討の求めがあった。

## 2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、内部監査室および情報システム局のマスキング部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

経営委員会事務局および監査委員会事務局は、それぞれ経営委員会、監査委員会の指揮を受けてその職務に関する事務を行っており、部局目標およびその達成状況について文書を作成していないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

人事局の部局目標「将来の公共放送を支える多様で意欲のある人材確保のための施策を推進」に対応する達成状況のマスキング部分は、採用の周知活動や選考プロセスなど人事に関するノウハウが記載されており、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

人事局のその余のマスクング部分は、現在は開示してもNHKやNHK以外の法人等の事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

経理局の部局目標「経営資源の全体最適に向けた取り組みを推進等」に対応する達成状況のマスクング部分は、具体的な監査の実施方法等が記載されており、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

経理局のその余のマスクング部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

関連事業局の部局目標「グループ経営推進体制の一層の強化」に対応する達成状況のマスクング部分および「受信料外収入の計画的な拡大」に対応する達成状況のマスクング部分の一部は、NHK以外の法人等に関する情報が記載されており、開示することにより当該法人等の事業の遂行を害するおそれがあるためいずれも規程第8条1項4号に、「受信料外収入の計画的な拡大」に対応する達成状況のマスクング部分の一部は、目標とする収入額など具体的な数値および関連会社を含めたグループとしての戦略等が記載されており、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、それぞれ該当しいずれも開示することができない。

関連事業局のその余のマスクング部分は、現在は開示してもNHKやNHK以外の法人等の事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

営業局の部局目標「営業改革を推進等」に対応する達成状況のマスクング部分の一部は、業績の向上に向けた具体的な手法が記載されており、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

営業局のその余のマスクング部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

放送文化研究所のマスクング部分は、NHK内で検討中の情報が記載されており、開示することによりその検討等が円滑に行われることを阻害するおそれがあるため、規程第8条1項2号に該当し開示することができない。

### 3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書（経営委員会事務局および監査委員会事務局の達成状況、内部監査室、人事局、関連事業局、営業局、放送文化研究所の達成状況のマスクング部分、経理局および情報システム局の達成状況のマスクング部分の一部）のうち、内部監査室および情報システム局のマスクング部分を開示することとしたこと、経営委員会事務局および監査委員会事務局について

はいずれも文書が存在しないため不開示としたこと、人事局の部局目標「将来の公共放送を支える多様で意欲のある人材確保のための施策を推進」に対応する達成状況のマスクング部分は規程第8条1項1号に該当するため不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、経理局の部局目標「経営資源の全体最適に向けた取り組みを推進等」に対応する達成状況のマスクング部分は規程第8条1項1号に該当するため不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、関連事業局の部局目標「グループ経営推進体制の一層の強化」に対応する達成状況のマスクング部分および「受信料外収入の計画的な拡大」に対応する達成状況のマスクング部分の一部はいずれも規程第8条1項4号に、「受信料外収入の計画的な拡大」に対応する達成状況のマスクング部分の一部は規程第8条1項1号に、それぞれ該当するためいずれも不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、営業局の部局目標「営業改革を推進等」に対応する達成状況のマスクング部分の一部は規程第8条1項1号に該当するため不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、放送文化研究所のマスクング部分は規程第8条1項2号に該当するため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年 2月23日（第234回審議委員会）第687号諮問、審議  
3月 8日（第235回審議委員会）審議  
3月22日（第236回審議委員会）審議  
4月26日（第237回審議委員会）審議  
6月 2日（第239回審議委員会）審議、答申